名西青色だより

第192号
令和5年1月20日
発　行 名古屋西青色申告会
広報部 部長　福島　保
名古屋市西区花の木1-10-13
電　話　052(522)5216

新年のごあいさつ

名古屋西税務署
署　長　山本　修

明けましておめでとうございます。

令和５年の年頭に当たり、名古屋西青色申告会の皆様に謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

名古屋西青色申告会の皆様には、記帳指導・研修会・説明会の開催、青色申告の普及や税を考える週間での広報活動など、税務行政につきまして深い御理解と多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、間もなく令和４年分の所得税・消費税の確定申告の時期を迎えますが、新型コロナウイルス感染症につきましては、流行が収まると新たな変異株が発生するなど、今後も予断を許さない状況が続いております。

本年も確定申告会場においては、適切な感染防止対策を講じてまいりますが、外出を要しない、自宅等からのｅ－Ｔａｘが一番の感染予防であると考えておりますので、スマホ・パソコンによる自宅等からのｅ－Ｔａｘの推進について更なる御協力をお願いいたします。

また、65万円の青色申告特別控除の適用を受けるためには、ｅ－Ｔａｘ申告又は電子帳簿保存が要件になっていることや、インボイス制度への対応等、会計ソフトを利用した記帳への関心が高まっており、青色申告会の皆様のお力添えが一層必要となってまいります。

本年も確定申告会場内に、「青色・記帳説明コーナー」を開設します。電子帳簿保存法の改正やインボイス制度開始など、事業者だけで対応することが困難な課題も多く、相談先に迷われる事業者の方が増加すると思われます。多くの方にコーナーを利用いただき、少しでも不安がなくなるよう積極的に案内をしてまいりますので、引き続きお力添えを賜りますようお願いいたします。

私どもといたしましては、今後とも名古屋西青色申告会の皆様と連携を図り、信頼・協調関係を深めていきたいと考えておりますので、より一層の御協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

結びに当たりまして、名古屋西青色申告会のますますの御発展と会員の皆様方の御健勝並びに事業の御繁栄を心より祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。

事務局よりお知らせ

◎2月１日(水)は、定例理事会及び研修会の為、指導は、お休みさせていただきます。

◎無料決算指導期間は
1月31日(火)と
2月２日(木)から
2月10日(金)です。

◎確定申告書の作成指導は、2月13日(月)から3月15日(水)まで行います。

◎確定申告書の提出は、
・電子申告をご依頼の場合
2月13日(月)より
2月24日(金)まで
・書面提出の場合
2月16日(木)より
3月15日(水)まで
受付させていただきます。

◎山田地区確定申告書
一斉提出日
2月21日(火)

☆消費税申告書の提出期限は
3月31日(金)です。

新年を迎えて

名古屋西青色申告会
会長　山田　秀夫

新年明けましておめでとうございます。令和５年の年頭にあたり、会員の皆様に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

平素は青色申告会の会務につきましてご理解とご協力を賜り心よりお礼を申し上げます。

さて、新型コロナウィルスはオミクロン株へ変異と重症化リスクの低下傾向から世界的に経済活動が動き始めるなか、２月ロシアのウクライナ侵攻より原油やガス及び生産資源不足がより顕著になり関連価格の高騰が始まり、各国の政策利上げで円安がより急激に進みました。日常生活や経済活動に深刻な影響が出はじめている中、昨年12月20日に日銀は金融緩和を修正し、長期金利上限0.5％に引き上げられ、これにより急激な円安は回避できますが、借入金利の利払い上昇や新たに運営資金調達に伴う利払い上昇と岸田内閣は防衛費増額による増税を表明しました。まだまだ経済環境の不透明感が続く様相となっています。そのような中、本年10月から施行されます「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」の運用を迎えます。併せて、本年末日まで対応猶予期間となっている「改正電子帳簿保存法」の本格的な運用開始を控え、その準備も始まります。青色申告会としまして、税務署や税理士会のご協力のもと、研修会や広報活動を積極的に推進してまいります。

又、青色申告特別控除65万円の適用はｅ-Ｔａｘによる電子申告又は電子帳簿保存法に対応したソフトで電子帳簿保存を行う必要があります。これからは、より日常の経済活動や生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる「デジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）」の活用がより求められます。会員様にはマイナンバーカードを取得され、電子帳簿ソフトの認証（ＪＩＭＡ認証制度）を受けた会員専用会計ソフト「ブルーリターンＡ」によるｅ-Ｔａｘ電子申告をされます様推奨させて戴きます。その為にも、青色申告会を大いに利用して頂き「ブルーリターンＡ」をより活用して頂ける様、事務局内のＩＴ環境整備を進めてまいります。会員様の税の知識を高め税のＩＴ環境対応から、青色申告特別控除65万円の適用を受けて頂けるよう目指してまいります。

本年が会員の皆様方のご健勝とご多幸並びに事業の益々のご繁栄を心からお祈り申し上げまして、新年のごあいさつとさせていただきます。

頌春

名古屋国税局
課税第一部長　相良　修

令和５年の年頭に当たり、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

名古屋西青色申告会の皆様には、日頃から税務行政につきまして、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の影響がある中、会員の皆様への税務知識の普及、記帳指導、各種広報活動、確定申告会場における青色・記帳説明コーナーでの青色申告の勧奨や記帳・帳簿等の保存制度の説明などに多大なる御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

本年が、名古屋西青色申告会の皆様にとって希望の多い充実した年となりますことをお祈り申し上げます。

国税庁においては、「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション－税務行政の将来像2.0－」を公表し、「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を２本柱として、デジタルを活用しながら業務の在り方を抜本的に見直すこととしておりますが、従来にも増して、青色申告会の皆様から税務行政全般に渡るきたんのないご意見を頂戴できればと考えておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

ところで、いよいよ本年10月からインボイス制度が実施されます。

名古屋西青色申告会の皆様には、会員の皆様へのイ

ンボイス制度の周知・広報をはじめ、ｅ－Ｔａｘによる申請と登録通知の受領にも多大な御協力を賜り、感謝申し上げます。本年も、制度の円滑な実施に向け、引き続き御協力賜りますようお願い申し上げます。

さて、間もなく所得税・消費税の確定申告時期を迎えます。

本年の確定申告においては、スマホ申告を通じた納税者利便の向上と新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、自宅等からのｅ－Ｔａｘ申告を一層推進するほか、確定申告会場におきましては、政府の方針や感染状況等を踏まえて適切に対応してまいります。

また、65万円の青色申告特別控除の適用を受けるためには、ｅ－Ｔａｘ申告又は電子帳簿保存が要件となっていることや、インボイス制度の実施が本年10月に迫っていることなどから、会計ソフトを利用した記帳への関心が高まっております。

名古屋西青色申告会の皆様におかれましては、会員をはじめとする事業者の方々が青色申告特別控除の特典を享受されますよう、会計ソフトを利用した記帳やｅ－Ｔａｘ申告に係る指導につきまして、なお一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

私どもとしましても、事業者の方には今まで以上に会計ソフトの利用を勧奨するとともに、青色申告会をはじめとする記帳指導機関への加入の御案内を積極的に行ってまいりたいと考えておりますので、今後とも税務行政の良き理解者として、円滑な税務行政の推進と申告納税制度の発展に、なお一層の御理解と御協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

結びに当たりまして、名古屋西青色申告会のますますの御発展と会員の皆様の御健勝並びに事業の御繁栄を祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。

確定申告に当たって

名古屋国税局
個人課税課長
山本　久美子

名古屋西青色申告会の皆様には、平素から税務行政に対しまして、深い御理解と多大な御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

間もなく令和４年分の所得税・消費税の確定申告の時期を迎えます。

昨年の確定申告は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大から、申告・納付等の期限の個別延長が認められることとなるなど、一昨年に引き続き、新型コロナウイルスの影響を受けた確定申告ではありましたが、名古屋西青色申告会の皆様には、記帳指導や決算指導など適正申告に向けた取組を行っていただき、深く感謝申し上げます。

本年の確定申告においては、スマホ申告を通じた納税者利便の向上と新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、自宅等からのｅ－Ｔａｘの利用による申告を推進するほか、確定申告会場におきましては、政府の方針や感染状況等を踏まえた適切な感染防止策を講じた上で、全署に青色・記帳説明コーナーを設置し、多くの方に利用していただけるよう積極的な案内を指示してまいります。

当局としましては、事業者の方に記帳・帳簿等の保存制度や青色申告制度を正しく理解していただくために、同コーナーは、非常に意義のあるものと考えています。名古屋西青色申告会の皆様におかれましては、青色申告制度の普及と誠実な記帳による適正な申告の推進に向けて、引き続き、同コーナーの運営に御理解と御協力賜りますようお願い申し上げます。

さて、本年10月にインボイス制度が実施されます。

名古屋西青色申告会におかれましては、昨年来、インボイス制度説明会の開催等を通じて、積極的に制度の周知・広報を行っていただきました。皆様のお力添えもあり、インボイス発行事業者の登録を予定されている会員の皆様に登録申請を行っていただけたものと考えています。

インボイス制度の周知・広報に係る皆様の取組に改めて深く感謝申し上げます。

私どもとしましては、これまで以上に名古屋西青色申告会の皆様と連携・協調を図り、記帳慣行の定着、青色申告制度の普及及びインボイス制度の円滑な実施に向け、ともに取り組んでいきたいと考えておりますので、更なるお力添えを賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

結びに当たりまして、名古屋西青色申告会のますますの御発展と、会員の皆様の御健勝並びに事業の御繁栄を心より祈念いたしまして、確定申告に当たっての御挨拶とさせていただきます。

会員特別研修会「税務雑感」講演

11月8日（火）午後2時より西区生涯学習センター2階視聴覚室において会員特別研修会が開催されました。名古屋西税務署からは、山本署長をはじめ、東山統括国税調査官、山田上席国税調査官の三名のご出席をいただきました。

福島副会長が司会を務め、犬飼副会長の開会のことばから研修会は始まりました。会歌演奏の後、山田会長が挨拶を行いました。

講演の部では、名古屋西税務署山本修署長より「税務雑感」と題し講演をいただきました。

署長に着任される前は、名古屋国税局にて国際調査管理課の課長を勤められており、長年調査に関わられた経験に基づき、国税局調査部の仕事の概要や日本と世界各国の消費税の比較など、スライドを使ってわかりやすくお話していただきました。

調査部の仕事の一例として挙げられた「移転価格税制」は、日本の企業が、海外子会社などとの取引価格を人為的に操作して税率が低い海外へ所得を移転し、日本の課税所得を減らすことを防止するために設けられた制度で、不正な取引が行われていないか、調査をしているそうです。

また「消費税について」では、金の地金の密輸の対策の話をいただきました。

新聞記事に取り上げられた実際の金塊の密輸摘発事件から、日本への金を密輸する目的と仕組みについて説明していただき、その対策として罰則の強化等をしたことにより、密輸された金の押収量が減少したことにつながった話は、普段ニュースでしか触れられないような事件を調査官の視点で知る機会となり、大変興味深い内容の講演でした。

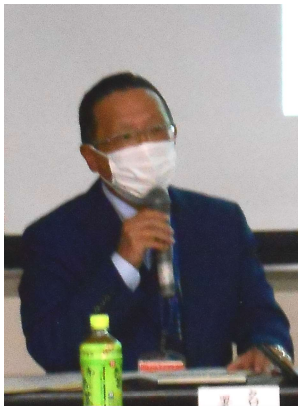
山本修署長

研修の部では、個人課税第一部門東山路子統括国税調査官より、「適格請求書等保存方式の概要～インボイス制度の理解のために～」という内容で、令和5年10月より開始されます適格請求書等保存方式について制度の概要から、請求書の記載事項、売手、買手の留意点まで、ポイントを絞ってご解説いただき、参加された会員の皆様は熱心に聞き入っておりました。

講演が終了し、北川副会長の誘導により、名古屋西税務署からご出席の方々は退席されました。最後に、犬飼副会長の閉会のことばで会員特別研修会は閉会しました。

東山路子統括国税調査官

適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関するお問合せ先

○ **税務相談チャットボット（インボイス制度）**

ご質問内容をメニューから選択するか、文字で入力いただくと、AI（人工知能）を活用して、「税務職員ふたば」が自動でお答えします。

上記「インボイス制度特設サイト」からもご利用いただけます。

○ **軽減・インボイスコールセンター（消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター）**

専用ダイヤル　0120-205-553（無料）【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く。）

インボイス制度及び軽減税率制度に関する一般的なご質問を受け付けています。

※　個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認する必要のある相談）を希望される方は、所轄の税務署への電話（音声ガイダンスに沿って「2」を押してください。）により、面接日時等をご予約いただくようお願いします。

令和四年度納税表彰式

令和四年度　名古屋西税務署長表彰
於　ＫＫＲホテル名古屋

令和４年11月10日(木)、ＫＫＲホテル名古屋において、名古屋西税務署・名古屋西税務推進協議会による令和四年度納税表彰式が執り行われました。

正しい申告と納税につきまして長年に渡り貢献をされた方々に対しまして名古屋西税務署長から表彰状が一人ひとりに手渡され会場からは盛大な拍手が送られました。

栄えある受彰者のうち当会関係者は次の皆様です。

名古屋西税務署長表彰

北川　京子
林　利昭

名古屋西税務推進協議会長表彰

長谷川　學
蒲　時造

（敬称略）

《青年部》広報車で街頭広報活動

11月11日（金）、広報車による街頭広報活動を行いました。この活動は、「税を考える週間」の一環として青年部が毎年この時期に行っているものです。

名古屋西税務署から山本修署長をはじめ多数のご出席をいただき、事務所前で出発式を行った後、山田会長、犬飼副会長が広報車に乗り込み、皆様に見送られ、名古屋西青色申告会の事務所前から出発しました。

街頭広報活動は、青色申告を勧め、青色申告会への入会勧奨を行うために行っています。青色申告会の横断幕を自動車の車体に取り付け、青色申告を勧めるアナウンスをしながら西区内を走行しました。

当日は、予定のコースを無事に走り終え街頭広報活動は終了しました。

※写真撮影のため一時的にマスクを外しています

最新情報はホームページで！！

ホームページに当会の最新情報を随時掲載しています。ぜひご確認ください。

URL：http://www.meiseiao.com　（左記のQRコードからもご覧いただけます）

会員専用ページのユーザー名とパスワードは、隔月配布の機関誌「BLUE RETURN」の3ページ欄外に記載されている青色申告会のポータルサイトのユーザー名とパスワードと同じです。

青色だより 広告募集！

新規店舗オープンなどの広告掲載しませんか？

年３回（６月・10月・１月）発行の青色だよりの広告を、会員様限定で募集します。

価格は三千円～
発行部数は千部超え！

詳細については、事務局までお尋ねください。

労働保険事務組合

労働者（従業員・パートタイマー・アルバイト等）を雇っている場合には、労働保険の加入義務が発生します。
（専従者はこれにあたりません）

まだ加入手続きをとられていない事業主の皆さまは、名古屋西青色申告会へご相談ください。

【問い合わせ先】
労働保険事務組合　名古屋西青色申告会
TEL：052-522-5216　FAX：052-522-5229

労働保険事務組合制度とは…
国によって認可されている制度で、事業主様に代わって複雑な労働保険事務手続きを事務組合がお手続きします

会員増強運動実施中！

3,000円分 商品券

既存会員様にお知り合いやご家族、お友達をご紹介をいただき、ご紹介者様がご入会されました際には、**3,000円分**の商品券を差しあげます。

消費税・青色申告特別控除、e-Taxにも対応

青色申告会会員専用のパソコン用会計ソフト

ブレーンズA

対応OS	Windows／10／11
会員斡旋価格	29，700円（税込） （3年間保守料9,900円を含む）

保守契約は毎年の税制改正に対応したソフトをお届けするためのものです。

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

制度の特長

1 **経営者のための退職金制度**
小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 **掛金は全額所得控除**
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 **受取時も税制メリット**
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

■ **契約者貸付けの利用が可能**
契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

■ **共済金の受給権は差押禁止**
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※ **詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧下さい**

共済相談室　TEL. 050-5541-7171
【受付時間】　平日 9:00~17:00

経営者のための退職金制度です！

チャットボットなら24時間・365日お問い合わせにお答えします

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。
詳しくは右記のＱＲコード又はホームページからご確認ください。

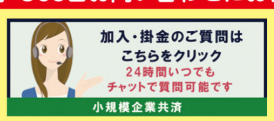

小規模共済　検索

Be a Great Small.
中小機構

2021.6